

コピー、再転載禁止



様式第1号 (第1条関係)

一般廃棄物処理施設変更許可証

平成27年3月5日

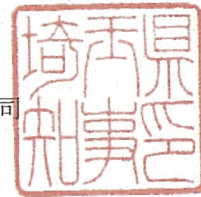
住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

氏 名 埼玉県 埼玉県知事 上田 清司

(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日	平成27年3月5日	許可番号	28
施設の種類 及び処理する 一般廃棄物の種類	一般廃棄物の最終処分場 ごみ焼却灰、し尿処理場焼却灰、不燃物		
設置場所	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田368番1外119筆		
処理能力	埋立地の面積 282,500 m ²	埋立容量	2,758,000 m ³
許可の条件	特になし		
留意事項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

